

市会議第 6 号

焼却灰溶融施設プラント設備工事に係る損害賠償等請求訴訟の判決に関する決議について

焼却灰溶融施設プラント設備工事に係る損害賠償等請求訴訟の判決に関する決議を次のとおり提出する。

平成 28 年 6 月 3 日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか 43 名
自民党市議団，公明党市議団，
民進党市議団，京都党市議団，
無所属 (た)，無所属 (やま)

焼却灰溶融施設プラント設備工事に係る損害賠償等請求訴訟の判決に関する決議

平成 28 年 5 月 27 日に示された焼却灰溶融施設プラント設備工事に係る損害賠償等請求訴訟の地裁判決は，京都市会として極めて残念であり，到底受け入れることができるものではない。過去度重なるプラントのトラブルに対し，議会も再三抗議をし，2 回にわたる厳しい決議をしてきた。

今後，控訴するに当たり，一審の判決結果を徹底的に検証・分析し，二審においては，全庁挙げて全面勝訴に向け全力で取り組むこと。

以上，決議する。

年 月 日

京 都 市 会